第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第七号	第二十一条の五の二十三第一項	指定障害児通所支援事業者	第二十四条の三十六	第二十一条の五の二十三第一項	指定障害児相談支援事業者
第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第九号	第二十一条の五の十九第二項	第二十一条の五の二十三第一項	第二十四条の三十二第二項	第二十一条の五の十九第二項	第二十一条の五の二十三第一項
第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第十号	第二十一条の五の二十一第一項	第二十一条の五の十九第二項	第二十四条の三十四第一項	第二十一条の五の二十一第一項	第二十一条の五の十九第二項
第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第十二号	第二十一条の五の二十三第一項	第二十一条の五の二十一第一項	第二十四条の三十六	第二十一条の五の二十三第一項	第二十一条の五の二十一第一項
第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第十三号	第四号から第六号まで又は第九号から前号まで	指定障害児相談支援事業者	第五号、第六号、第九号、第十号又は前号	指定の更新の申請	都道府県知事
	第四号から第六号まで又は第九号から前号まで	障害児通所支援	第五号、第六号、第九号、第十号又は前号	指定の更新の申請	市町村長

第二十七条の十九　指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）に係る法第二十四条の三十六第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　身体障害者福祉法
二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
三　社会福祉法
四　知的障害者福祉法
五　老人福祉法
六　社会福祉士及び介護福祉士法
七　介護保険法
八　精神保健福祉士法
九　発達障害者支援法
十　障害者自立支援法

第二十七条の二十　法第二十四条の三十六第十一号の政令で定める使用人は、障害児相談支援事業所を管理する者とする。

第二十九条中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改める。

第三十五条中「第三十四条の十九第一項第三号」を「第三十四条の二十第一項第三号」に改める。

第四十二条第三号中「第五十一条第二号若しくは第四号」を「第五十一条第二号若しくは第五号」に改め、同条第三号の二中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費」を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第四号中「肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に、「第四十三条の三又は第四十三条の四」を「第四十二条第二号又は第四十三条第二号」に改め、同条第七号中「第五十一条第一号」を「第五十一条第一号に掲げる費用については、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）

第四十二条に次の一号を加える。

九　法第五十一条第六号に掲げる費用については、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）

第四十二条の二第一項中「第五十一条第四号」を「第五十一条第五号」に改め、同条第二項中「第五十一条第二号若しくは第四号」を「第五十一条第三号若しくは第五号」に、「第五十一条第五号」に改める。

第四十五条第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第四十五条の三第一項中「登録等」の下に「、法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、法第二十一条の五の二十第一項（法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による関係者相互間の連絡調整又は援助、法第二章第二節第三款（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等」を加え、「児童自立生活援助事業」を「法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第九項において「障害児通所支援事業等」という。）、児童自立生活援助事業」に、「第三十四条の四」を「第三十四条の五」に、「第三十四条の五」を「第三十四条の六」に、「第三十四条の十三」を「第三十四条の十四」に、「第三十四条の十四」を「第三十四条の十六」に改め、「検査」の下に「、法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決」を、「支援」の下に「、法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る法第五十七条の三の三の規定による質問等」を加え、同条第八項中「第三十四条の三」を「第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四」に、「第三十四条の四第一項及び第三十四条の五」を「第三十四条の五第一項及び第三十四条の六」に、「第五十一条第二号」を「第五十一条第三号」に、「同条第三号」を「同条第四号」に改め、同条第九項中「第三十四条の四第一項の規定による」を「第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、」に、「第三十四条の五の規定による」を「第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、」に、「第三十四条の十三第一項」を「第三十四条の十四第一項」に、「第三十四条の十六第一項」を「第三十四条の十七第一項」に改める。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　審査請求

第四十四条の三　法第五十六条の五の五第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
障害者自立支援法第九十七条第二項	前項	児童福祉法第五十六条の五の五第一項
障害者自立支援法第九十八条第一項	前条第一項	児童福祉法第五十六条の五の五第一項
	障害者介護給付費等不服審査会	障害児通所給付費等不服審査会
障害者自立支援法第九十八条第三項	介護給付費等又は地域相談支援給付費等	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費
障害者自立支援法第百五条	第九十七条第一項	児童福祉法第五十六条の五の五第一項